

家庭に対する蓄電池等補助助成金交付要綱

(制定) 令和元年 12 月 24 日付 31 都環公温地第 1625 号理事長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭に対する蓄電池等補助実施要綱（令和元年 12 月 2 日付 31 環地地第 307 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「家庭に対する蓄電池等補助」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか実施要綱で使用する用語の例による。

2 この要綱において、助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 1 (1) に規定する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 次のいずれかに該当する者であること。

ア 次条に規定する助成対象機器等を所有し、当該助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する個人又は法人（ウに規定する場合を除く。以下「所有者」という。）

イ 次条に規定する助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器等を貸与する個人又は法人（以下「貸与者」という。）

ウ 次条に規定する助成対象機器等を設置する東京都内の住宅（以下「助成対象住宅」という。）のうち当該助成対象機器等を設置する部分が当該助成対象住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該助成対象住宅に係る同法第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人（以下「区分所有代表者」という。）

二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

三 助成対象住宅に他の者が所有する部分がある場合にあっては、次条に規定する助成対象機器等を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象機器等）

第4条 本助成金の交付対象となる蓄電池等（以下「助成対象機器等」という。）は、実施要綱第4 1（2）に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器等の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

一 蓄電池システム

- ア 蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下であること。
- イ 国が平成28年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- ウ 当該助成対象機器等により供給される電力を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。）で使用するものであること。

二 ビークル・トゥ・ホームシステム

- ア 国が平成26年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの又は同等程度の性能を持つもので公社が認めるものであること。
- イ 前号ウに掲げる要件を満たすものであること。

三 家庭用燃料電池

- ア 国が平成28年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器として登録されているものであること。
- イ 停電時においても継続して発電することができる機能を有するものであること。
- ウ 第1号ウに掲げる要件を満たすものであること。

（助成対象事業）

第5条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4 1（3）に定めるものであって、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合にあっては、当該設置に併せて導入し、又は既に導入している太陽光発電システムが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、次のいずれかの認証を受けていること。ただし、既に太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表1に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。
 - ア 一般財団法人電気安全環境研究所による認証
 - イ 国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証
- 二 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。）

で使用するものであること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1 (4) に定めるものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 会社が必要かつ適切と認めたもの

二 第11条の規定により会社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器等の売買契約又はリース契約を締結するもの

2 前項の規定にかかわらず、令和元年8月10日から令和2年2月29日までに当該助成対象機器を設置し、又は売買契約若しくはリース契約を締結し、かつ、同年3月31日までに第8条の規定により本助成金の交付の申請を行ったものについては、当該経費を助成対象経費とすることができる。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1 (5) のとおりとする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表2に掲げる書類を会社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人である所有者	家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書（個人用）（別記第1号様式）
個人に貸与する貸与者	家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書（個人（共同申請）用）（別記第2号様式）
法人である所有者	家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書（法人用）（別記第3号様式）
法人に貸与する貸与者	家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書（法人（共同申請）用）（別記第4号様式）

2 前項の規定による申請において、貸与者が助成対象事業を行う場合にあつては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象機器等の貸与を受け、当該助成対象機器等を設置する個人又は法人をいう。）と共同で申請をしなければならない。

3 貸与者は、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第17条、第18条第1項、第19条第1項、第21条第3項、第22条第2項及び第24条第4項の規定に基づき、各申請書等を会社に提出する場合についても、前項と同様に実施事業者と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受理期間、受理の停止等)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として会社が認めるものがある場合にあつては、この限りでない。

- 2 社は、前項の規定による申請を、助成対象機器等の種別ごとに先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が助成対象機器等の種別ごとの社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、助成対象機器等の種別ごとに申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が社の基金を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

（手続代行者）

- 第 10 条 第 8 条第 1 項の規定による本助成金の交付の申請を行おうとする助成対象者は、交付の申請に係る手続（第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の手続を含む。以下この条において同じ。）の代行を、第三者に対して依頼することができる。
- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。
 - 3 社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定）

- 第 11 条 社は、第 8 条第 1 項の申請（以下「本交付申請」という。）を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 社は、第 8 条第 1 項の申請を行った助成対象者に対し、前項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、本交付申請をした助成対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

- 第 12 条 社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 令和 3 年 9 月 30 日までに助成対象機器等を設置すること。
 - 二 第 19 条第 1 項の助成事業実績報告書の提出を同項に定める時期に行うこと。
 - 三 助成対象機器等について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。また、社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 四 助成対象住宅における助成対象機器等の設置前 1 年間及び設置後 2 年間のエネルギー使用に係る情報等について、社が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
 - 五 社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 六 社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、社の指定する期日までに社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を社に提供させることができる。

七 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合（助成対象機器等が当該集合住宅の各住戸に設置される場合を除く。）にあつては、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。

八 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

九 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

十 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第13条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第11条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、助成金交付申請撤回届出書（別記第7号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があつたときは、その内容を都に報告するものとする。

（助成事業の承継）

第14条 助成事業者の地位の承継（相続又は法人の合併若しくは分割に限る。）が行われた場合において、その地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（別記第8号様式）を公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、助成事業者に対し、助成事業承継承認決定通知書（別記第9号様式）により承認するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 前項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第15条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業者情報の変更に伴う届出）

第16条 助成事業者は、個人にあつては住所、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所

の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（別記第 10 号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第17条 助成事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第14条に規定する承継を除く。）をさせてはならない。

（助成事業の廃止）

第18条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第11号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（実績の報告）

第 19 条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 12 号様式）及び別表 3 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

- 一 第 11 条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの 助成対象機器等を設置した日から 6 ヶ月を経過する日又は令和 3 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
 - 二 当該助成対象経費が第 6 条第 2 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日
 - 三 当該助成対象経費が第 6 条第 2 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器等を設置した日から 6 ヶ月を経過する日又は令和 3 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第 20 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 11 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 13 号様式）により当該助成事業者に通知し、本助成金を支払うものとする。

（財産の処分）

第 21 条 助成事業者は、助成対象機器等の設置の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）内に、助成事業により取得した助成対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄すること

をいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（別記第 15 号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付され、第 1 項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（別記第 16 号様式）により、通知するものとする。

（管理、譲渡等の報告等）

第 22 条 助成事業者は、助成対象機器等について、法定耐用年数の期間において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、当該助成事業者は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を執らなければならない。

- 2 法定耐用年数の期間内に、助成対象機器等の譲渡等により当該助成対象機器等の所有者が変更になった場合（前条第 1 項に規定する処分に該当する場合を除く。）は、助成事業者は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届（別記第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は、全て当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは、「変更後所有者」と読み替えて、各規定を適用する。
- 4 住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、譲受者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 23 条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

（本助成金の返還）

第 24 条 公社は、助成事業者に対し、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本

助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 社は、本助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、第7条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、第1項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、社が指定する期日までに、当該本助成金を社に返還しなければならない。
- 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、社に対し、助成金返還報告書（別記第17号様式）を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

- 第25条 社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（社の事務処理に係る期間として社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを社に納付しなければならない。

（延滞金）

- 第26条 社は、助成事業者に対し、第24条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第27条 社は、助成事業者に対し、第24条第1項、第25条第1項又は前条第1項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（助成事業の経理）

- 第28条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、社が交付決定をした日の属する社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかななければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第29条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならない、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 30 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 31 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う蓄電池等々の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。

3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則（令和元年12月24日付31都環公温地第1625号）

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

【別表 1】

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成 6 年度から平成 8 年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成 9 年度から平成 13 年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成 14 年度から平成 17 年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成 20 年度から平成 23 年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成 23 年度から平成 25 年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成 25 年度から平成 27 年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成 21 年度及び平成 22 年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成 23 年度及び平成 24 年度）

【別表2】

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○	○			運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つ
3	助成申請者（法人）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者（リース事業者等）実在証明書類		○		○	
5	助成対象機器等が要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	製品カタログ等
6	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	○※	○※	○※	○※	製品カタログ等 ※蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムの申請をする場合
7	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムの保証書等 ※蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムの申請をする場合であって、太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器等を設置する場合に限る
8	集合住宅等であることが確認できる書類	○※	○※	○※	○※	総戸数がわかる書類 ※集合住宅又は戸建て住宅の集合体の場合
9	設置予定機器の見積書	○	○	○	○	
10	重要事項説明書等（案）			○※		※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
11	納税証明書		○※	○	○	直近1期分 ※リース事業者等の納税証明書
12	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること

【別表3】

(1) 共通項目

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
2	設置機器の売買等契約書 (写し)	○	○	○	○	売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第6条第2項の規定に該当するものを除く
3	設置機器のリース契約証明書類		○		○	リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第6条第2項の規定に該当するものを除く
4	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第6条第2項の規定に該当するものを除く
5	設置機器の保証書(写し)	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者あてに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	設置機器の設置状態を示す写真	○	○	○	○	
8	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真	○	○	○	○	
9	集合住宅等であることが確認できる書類	○	○	○	○	総戸数がわかる書類 ※集合住宅又は戸建て住宅の集合体の場合
10	重要事項説明書等			○※		内容が確定されたものであること ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること

(2) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	太陽光発電システムの設置時期を確認できる書類	○	○	○	○	太陽光発電システムの領収書（写し）、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）のうちいずれか一つ
2	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	次の書類のいずれか一つ <同時導入の場合>①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し） <既設の場合>①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）③国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）④再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていることを証する書類（買電明細等）
3	太陽光発電システムで発電した電力が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	○	○	○	○	次の書類のいずれか一つ①接続契約のご案内（写し）②系統連系協議依頼書の控え（写し）③直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの（写し）
4	出力対比表	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムが既設の場合は提出不要
5	太陽光発電システムの設置状況を示す写真	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムが既設の場合は提出不要

なお、一つの書類で複数項目を確認できる書類にあっては、一部の提出で足りるものとする。